

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
26年 第6号	26.6.4	<p>「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>心身の健康は、国民一人ひとりの基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人近くにも上り、引きこもり・虐待など社会問題の多くの背景には心の健康の問題がある。</p> <p>「平成25年版・障害者白書」によると、精神科受診者は323万人で、これは国民の40人に1人に相当し、毎年増加傾向が続いている。茨城県においても、自立支援医療における精神通院医療の受給者は31,578人（平成25年3月現在）で、平成18年比155%に達している。</p> <p>平成23年7月に厚生労働省は、これまで4大疾病と位置づけて重点的に対策に取り組んできた糖尿病（237万人）、癌（157万人）、脳卒中、心臓病に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めた。</p> <p>世界保健機構（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標「障害調整生命年（DALY）」を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱しており、先進国においては命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められている。</p> <p>しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスは、重要度にふさわしい施策がとられてきておらず、こころの健康についての国民ニーズに応えられるものではない。</p> <p>我が国の精神保健医療政策は、重症化した精神疾患患者の入院医療が中心であり、啓発や予防などの早期発見・早期治療は十分にはなされてこなかったといえる。</p> <p>又、医療法において、精神科の医師・看護師の配置基準は精神科特例があるため一般科に比べて低く、重労働から就労</p>	<p>（一社）茨城県精神保健福祉会 会長 古池 源造</p>	<p>小 川 一 成 森 田 悦 男 萩 津 和 良 萩 原 勇</p>	保健福祉	採択

	<p>環境が悪く、慢性的な人手不足の状態が続いている。</p> <p>こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、活力ある社会を実現するために、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行する必要がある。</p> <p>アウトリーチ医療及び救急医療の整備や精神科医療の特例廃止による一般医療化等の精神医療改革, 学校における精神保健教育の充実や地域での「こころの健康推進チーム」の設置等の精神保健改革, 家族や介護者を地域で支援する専門員制度の創設等の家族支援を軸とし, 国民全てを対象とした総合的, 長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く要望する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書を国会及び政府関係機関に提出すること。</p>				
--	---	--	--	--	--